**ラムサール条約の湿地自治体認証　自治体向けガイダンス文書（仮訳）**

**背景**

締約国会議の決議XI.11は、条約が、湿地との強く建設的な関係を実証する自治体にとって、有益なブランド化の機会を提供する可能性がある湿地自治体認証制度を設立することを検証するよう要請した（http://www.ramsar.org/document/resolution-xi11-principles-for-the-planning-and-management-of-urban-and-peri-urban-wetlands）。それに応じて決議XII.10は、「ラムサール条約の湿地自治体認証」を設立した（http://www.ramsar.org/document/resolution-xii10-wetland-city-accreditation-of-the-ramsar-convention）。

湿地自治体認証に使用される基準は、決議XI.11で採択された原則及び決議XII.10で採択された基準に基づいている。追加情報は、ラムサール条約の科学技術検討委員会パネルが作成したブリーフィング・ノート「都市及び都市近郊の湿地の賢明な利用に向けて」のとおり（<http://www.ramsar.org/document/briefing-note-6-towards-the-wise-use-of-urban-and-peri-urban-wetlands>）。湿地及びラムサール条約の様々な側面に関するその他のファクトシート（概要書）もダウンロード可能（<http://www.ramsar.org/resources/ramsar-fact-sheets>）。

**一般的ガイダンス**

湿地自治体認証の申請書は、ラムサール条約の３つの業務用言語（英語、フランス語、スペイン語）のどれか一つで完成させなくてはならない。「湿地自治体認証申請書（様式）」及び付随する「自治体のためのガイダンス文書」（当文書）は３つの言語で利用可能。

湿地自治体認証申請書に記載される情報は、明確かつ簡潔であること。項目ごとにそれぞれ定められた文字数制限を超えないこと。

湿地について、よく研究され、よく文書化されている自治体、または特別な実地調査の対象である自治体の場合、湿地自治体認証申請書に記載する以上の情報が利用可能な場合がある。応募する自治体は、簡潔かつ総合的な概要を項目ごとに用意しなくてはならないが、種の現状についての分類学的リスト、管理計画、法律文書の写し等の追加的情報については、別途提供することができる。

湿地自治体認証は６年間有効である。その後も継続を希望する場合は、６つの基準のそれぞれを満たし続けるという情報を提供し、独立助言委員会による検討を経る必要がある。

**湿地自治体認証申請書（様式）の記入に関する具体的なガイダンス**

1. 背景情報

1a. 国： 公式（縮約）の締約国の名称

1b. **自治体の名称**： 湿地自治体認証における「自治体」とは、国連人間定住センターによる定義に準じて、自治体、または、その他のあらゆる人間定住タイプでよいこととする。人間定住とは統合的なコンセプトで、次のものを含む：(a) 住まい及び社会基盤の物理的構成要素、(b)、物理的要素がサポートするサービス教育、健康、（文化、福祉、レクリエーション及び栄養等地域社会への奉仕活動など）（出典：国連（1997）Glossary of Environment Statistics（環境統計の用語集）： Studies in Methods, Series F, No. 67. Department for Economic and Social Information and Policy Analysis, Statistics Division. United Nations, New York. 96ページ）。

1c. **地理的座標**： 緯度と経度（－度－分）で表した自治体のおおよその中心の地理的座標（書式例： 01°24’S 104°16’E or 010°30’N 084°51’W）

1d. **自治体の行政区分及び湿地に関する地図**： 地図を提供したことの確認として黄色い枠にチェックを入れる。自治体及びその湿地についての最新の入手可能なふさわしい地図（印刷版で、また、可能であれば電子様式でも）を湿地自治体認証申請書に付属させる。認証の検討には、少なくとも１つの地図が必要で、その地図は、自治体の行政区分、及び、ラムサール条約湿地及び他の湿地の境界線をはっきりと表していなければならない。地図をデジタル（GIS）形式で準備する場合、サイト境界線についての属性テーブルが含まれたジオリファレンス済みのベクターデータを提供するGISファイルを送付すること。また、サイト境界線を表している画像も一般的な画像形式（TIFF, BMP, JPG, GIF 等）で送付すること。

1e. **自治体の面積**： 公式な行政区分内の自治体の全面積を、へクタールで記入する。

1f. **自治体行政区分内の湿地のおおよその面積**： 自治体の行政区分内の湿地について、どのくらいが自然にできて、どのくらいが人工的にできたのかを可能な限り示した全面積を示す。もし個別の湿地の単位の面積がわかれば、それらの単位を特定し識別するために使用したそれぞれの名称（またはラベル）とともに示し、それらを管理地図及び湿地地図に表記すこと。

1g. **湿地タイプ**：自治体内にあるすべての湿地タイプを記載する。可能であればそれらを、面積による優勢順に（湿地タイプ面積の大きい方から）記載する。ラムサール条約の湿地分類法は、締約国会議の勧告4.7で承認され決議VI.5及びVII.11で改正されたとおり、どの湿地のタイプが各湿地分類コードに含まれるか説明している（別添Ⅰ参照）。湿地タイプは３つの大きなカテゴリー（海洋沿岸域湿地、内陸湿地、人工湿地）にグループ分けされているが、これらカテゴリーの２つまたはそれ以上に含まれる、異なる湿地タイプが、１つのラムサール条約湿地（特に大きい湿地）の中に混在することもありうる。

海洋沿岸域湿地タイプのいくつか（例えば、河口域（タイプF）または潮間帯森林湿地（タイプI））は海岸線から遠く内陸で発生し、反対に、内陸湿地分類でも海岸線近くで発生することもあるため、海岸線に関連のある湿地の一般的な地理的位置を、内陸または海洋沿岸域のどちらなのか、このセクションに追加文で示すこと。

多種類の湿地タイプのある複雑な状況にとっては難しいであろうことは認識されているが、湿地タイプの地域優勢性を記載する際には、可能であれば面積を記載すること。

**2. 認証基準**

**グループA： 湿地の保全及び賢明な利用を実現に基づく基準**

A1. **自治体の行政区分内に完全にまたは部分的にあるラムサール条約湿地の名称**：自治体は、その行政区分内またはそのすぐ近くに完全にまたは部分的に位置しているラムサール条約湿地またはその他の重要な湿地があれば、推薦されることができる。指定されたラムサール条約湿地の正確な名称を、ラムサール条約の３つの公用語（英語、フランス語、スペイン語）の１つで記載する。現地語等の代替名は、正確な名称の後ろに両括弧に入れて記載する。ラムサール条約情報シートに表記されている正式なラムサール条約湿地の名称及び番号はこちら（<https://rsis.ramsar.org/>）から入手可能である。該当がない場合は「なし」と記載する。

A2. **自治体の行政区分内に完全にまたは部分的にあるその他の重要な湿地の名称**： たとえラムサール条約湿地が行政区分内に完全にまたは部分的に位置していなくても、自治体が依存する生態系サービスの供給への貢献という点で重要であると考慮されているその他の湿地があれば、自治体は推薦されることができる。湿地の正確な名称を、ラムサール条約の３つの公用語（英語、フランス語、スペイン語）の１つで記載する。現地語等の代替名は、正確な名称の後ろに両括弧に入れて記載する。各締約国によって設定された保護地域カテゴリー及び／またはIUCNのカテゴリー（別添II）に従って、行政区分内のいずれかの湿地が保護地域状況（ラムサール条約湿地状況への追加として、またはそれとは切り離して）を有しているか否か、その他の関連のある国際的な保全登録があるか否か、そして、境界をまたいで存在する湿地の場合、湿地のすべてまたは部分的に付随する両者間または多者間の保全措置を有するか否か、を示す。もし、保護区が設置されているなら、設置日及び保護地域のサイズを記載する。湿地の一部のみが保護地域内に含まれる場合は、保護された湿地生息地の面積を記載する。

A3. **国及び／または地域の政策的、法的またはその他の適切な措置、規制当局による法律文書**： 自治体は、湿地の劣化及び破壊を避ける形で開発を実施できる場合、認証を検討してもらえる。これを達成するためには、自治体に、適切な規制及び施行によってサポートされた、強固な法的または政策手段が整っていることが必要である。これらには国・都道府県または市の法律、地域の条例、規制、政策及び計画が含まれる。湿地の劣化及び損失を積極的に防ぐために自治体によって使用されている国及び／または地域の政策、法的措置、規制当局による法律文書等を示すこと。（2500文字以内）

A4. **湿地の復元及び創造**： 都市環境において、人間の幸福の向上のために湿地が重要な役割を果たすという少なからぬ証拠がある。自治体は、都市の要素として、また、特に水管理基盤として、湿地の復元または創造を積極的に奨励することを行動で示すことができるなら、認証を検討してもらえる。例えば、自治体が、都市の洪水管理の助けとなる多機能湿地を創造することで、レクリエーションや地域の気候調整等その他の恩恵を提供する事例があるかもしれない。危険からの保護、温暖化の防止、水質の向上、教育の機会の提供等、都市基盤の要素として、自治体内に湿地が創造または復元された具体的な事例（サイト及び実施した措置の概略）を記載する。（2500文字以内）

A5. **空間計画及び統合された都市管理**： 自治体内の湿地の賢明な利用の状況は、優れた計画、管理、及び維持によって大きく影響される。その結果、現世代及び次世代の持続可能な社会的・経済的発展に貢献することができる。自治体は、空間計画及び統合的都市管理の要素として（統合的河川流域管理、空間的な区画割り、水資源管理、交通基盤の開発、農業生産、燃料供給、貧困緩和、汚染制御、洪水リスク管理、災害リスク削減等を通じて）湿地の重要性を考慮することを実証できるならば、認証を検討してもらえる。湿地の重要性を保証する措置（計画、政策、手順、手引き、法律等）が、空間計画及び統合的都市管理の要素として十分に考慮されていることを説明する。（2500文字以内）

A6. **包括性、権限付与、及び先住民・地域社会、市民社会の参加の原則**： 自治体の空間計画及び湿地管理の政策決定における、原住民及び地域社会、市民社会、地方自治体及び政府部門すべての参加は、持続可能な人間定住を創造するうえで不可欠である。自治体は、包括性、権限付与、及び、政策決定及び都市計画及び管理における先住民・地域社会、市民社会の参加の原則を承認した場合、認証を検討してもらえる。先住民及び地域社会が湿地に係る問題の管理にどのように関与・参加してきたか、そして、関係者の参加と活発な参加型アプローチが確保されるための公的な手段について説明する。（2500文字以内）

A7. **湿地の価値について高められた社会の認識のレベル**： 湿地によってもたらされる恩恵及びそれらに関連した価値は、自治体の政策決定において頻繁に見過ごされている。これらの価値は明確に関連づけられる必要があり、そうすることではじめて、市民及び都市計画者は、十分な情報を得たうえでの意思決定ができる。自治体は、例えば、機能的な湿地教育または情報センターの設立、湿地に関する情報の定期的な発信、学校教育プログラムの設立及び実施等を通じて、湿地の価値について社会の認識のレベルが高められ、様々な利害関係者及び地域社会による湿地の賢明な利用を奨励したことを実証できるのであれば、認証を検討してもらえる。実施されてきた活動のタイプ、及び、湿地の賢明な利用に対する意識の向上及び貢献に関して、どのようにそれらの影響が測定・評価されたかを説明する。（2500文字以内）

A8. **世界湿地の日**： 世界湿地の日は毎年2月2日に祝われている。この日は、1971年2月2日にカスピ海の海岸にあるイランの都市ラムサールで湿地に関する条約が採択された日を記念している。1997年より、ラムサール条約の事務局は、湿地の重要性及び価値に関する社会の認識を高めるための普及啓発用資材を提供してきた。自治体は、湿地、及び、自治体にとっての湿地の重要性に関する認識を高めるために、世界湿地の日前後に積極的にイベントを促進させたと実証できるならば、認証を検討してもらえる。世界湿地の日を記念して、自治体において実施されたイベントのタイプを説明する。（2500文字以内）

A9. **地域委員会の創設**： 認証プロセスが安定しているためには、さまざまな部門及び利害関係者から引き出された知識及び経験が必要である。そのため、湿地に関する適切な知識及び経験が集まる機能的な委員会を創設するアプローチが推奨される。自治体は、湿地自治体認証の目的を支援し、前進させる地域委員会（または類似の体制）を創設したことを実証できる場合、認証を検討してもらえる。そのような委員会は、湿地に関する適切な知識及び経験を持ち、利害関係者及び社会を代表するものでなければならない。委員会、その参加者、権限、及び運用について説明する。（2500文字以内）

**グループB： 相補的なアプローチ**

B1. **水質及び廃棄物管理を含む公衆衛生における基準**： 多くの自治体は廃棄物の管理、水質保護、公衆衛生及び衛生学にまつわる課題に直面する。これらの問題のすべては人間の健康及び福祉に影響を与える。地域の状態及び社会のニーズに対処するために、たびたび介入が必要で、多くの解決策及び管理措置は、人間の幸福を守るだけでなく湿地の賢明な利用を確保するために、統合されたアプローチを必要とする。自治体は、水質（科学的または生物学的基準を含められる）、及び、固形廃棄物（大便）及び（工場、地域及び雨水の）廃水の収集及び処理等の廃棄物管理施設を含む公衆衛生において基準を適用したことを実証できる場合、認証を検討してもらえる。水質及び公衆衛生基準の遂行を確保する基準、政策及び規制の枠組みを説明する。（2500文字以内）

B2. **生態系サービス**： 生態系サービスは自然が人間社会にもたらす恩恵である。都市環境において、湿地及び湿地がもたらす様々なサービスは、都市及び都市近郊における定住のための支持構造に欠かせない要素である。ラムサール条約の締約国は、ラムサール条約湿地を含め国内の全ての湿地を管理し、生態学的特徴を維持することが期待されている。これを実施するためには、湿地の生態学的特徴が描写される必要がある。ラムサール条約は、生態学的特徴を「任意の時点で、その湿地を特徴づける生態系構成要素の組み合わせ、プロセス及び恩恵・サービス」と定義している。従って、ある湿地がもたらす様々な生態系サービスは、その湿地の全般的な生態学的特徴の主な構成要素である。生態系サービスは、一般に４つの主なカテゴリー（供給サービス、調整サービス、文化サービス、基盤サービス）に分類される。湿地によってもたらされる生態系サービスのタイプに関する詳細は別添IIIのとおり。

自治体は、湿地がもたらす生態系サービスを積極的に認識すること、及び、政策決定にこれらの多様な価値を統合したことを実証できる場合、認証を検討してもらえる。必要に応じて、湿地における持続可能な農業、林業、漁業、観光及び文化的価値につき、特記する。湿地の供給、調整、文化及び基盤の生態系サービスの違いがどのように認識されているか、これらのサービスが人間社会にもたらす恩恵が計画及び政策決定にどのように統合されたかを説明する。可能であれば、例示する。生態系サービスへの配慮が、できる限り総合的で包括的であるようにすること。（各生態系サービスのカテゴリーごとに1000文字以内）

B3. **地域社会及び湿地のつながり**： 都市における開発及び湿地の管理は、包括性、権限付与、及び、地域社会の参加についての原則を採用するべきである。自治体は、地域社会と湿地の間に密接な連携があることを実証できる場合、認証を検討してもらえる。その地域社会が、湿地の賢明な利用にどのように関わり、湿地がもたらすサービスからどのように利益を得ているかを説明する。（2500文字以内）

**3. 自治体における承認**

申請書を作成している自治体当局の、権限を与えられた代表は、用意された手引きに沿って申請書を確認し承認する必要がある。すべての質問に回答し、適した付属情報を提出することが必須である。

複数の自治体が合同で提出する場合、各当局の代表は、その申請書を確認し承認する必要があり、その上で申請書を、ラムサール条約の事務局に正式に提出する役割を負った、国のラムサール条約の管理当局に送付する。３つより多くの自治体当局が合同で提出をする場合は、記入枠を追加すること。

氏名、役職、自治体当局の住所及び連絡先を記載すること。申請書には、その国のラムサール条約の管理当局への提出の前に署名と日付を記載することする。

各締約国の国家元首、または政府、または外交機関は、その国の当条約実施機関、または「管理当局」としての役目を務める官公庁を指定する。管理当局は、ラムサール条約事務局とのコミュニケーションの担当窓口であり、条約の履行の責任を負う主要な機関である。（その他の条約と違い、ラムサール条約は、指名された機関をその国の「中央国内連絡先」として扱う。その中の個人ではない。）管理当局は、ラムサール条約の目標を達成に向けて最良の結果を確保するために、可能な限り多くのその他の政府機関及び非政府機関と協議し協力することが期待されている。各管理当局は、ラムサール条約の事項に対処する中央国内連絡先を指名することが期待されている。ラムサール条約締約国の追加情報及び管理当局の連絡先はこちらで入手可能である（<http://www.ramsar.org/country-profiles>）。

**4. Endorsement by the Ramsar Administrative Authority**

**4. ラムサール条約管理当局による承認**

完成され承認された湿地自治体認証申請書を受領すると、行政官庁の中でラムサール条約事項のために指名された中央国内連絡先は、フォームを確認し、ふさわしければ、正式な承認を与える。申請書はその後、ラムサール条約事務局に送られ、続いて決議XII.10 のもと設立された独立助言委員会に検討及び最終的な決定を下すために送られる。

完成された申請書を適切に確認するため、行政官庁の中のラムサール条約事項に対処する中央国内連絡先向けに、別冊のガイダンス用意されている。

**別添 I： ラムサール条約湿地分類法**

このコードは、勧告4.7によって承認され、締約国会議の決議VI.5及びVII.11によって修正されたラムサール条約湿地分類法に基づいている。ここに掲げる分類は、各湿地が表す主要な湿地生息地を速やかに特定できるように、大まかな枠組みだけを提示するものである。湿地自治体認証申請書に記載する正しい湿地タイプの特定を手助けするため、条約事務局は下記のとおり、海洋沿岸域湿地及び内陸湿地について、各湿地タイプにおけるいくつかの特徴を示す。

**海洋沿岸域湿地**

A 低潮時に６メートルより浅い**永久的な浅海域**。湾や海峡を含む。

B **海洋の潮下帯域**。海藻や海草の藻場、熱帯性海洋草原を含む。

C **サンゴ礁**。

D **海域の岩礁**。沖合の岩礁性島、海崖を含む。

E **砂、礫、中礫海岸**。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系を含む。

F **河口域**。河口の永久的な水域とデルタの河口域。

G **潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟**。

H **潮間帯森林湿地**。塩性湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩性高層湿原、潮汐淡水湿地林を含む。

I **潮間帯森林湿地**。マングローブ林、ニッパヤシ湿地林、潮汐淡水湿地林を含む。

J **沿岸域汽水／塩水礁湖**。淡水デルタ礁湖を含む。

K **沿岸域淡水潟**。三角州の淡水潟を含む。

Zk(a) **海洋沿岸域地下カルスト及び洞窟性水質**。

**内陸湿地**

L **永久的内陸デルタ**。

M **永久的河川、渓流、小河川**。滝を含む。

N **季節的、断続的、不定期的な河川、渓流小河川**。

O **永久的な淡水湖沼**（8 haより大きい）。大きな三日月湖を含む。

P **季節的、断続的淡水湖沼**（8 haより大きい）。氾濫原の湖沼を含む。

Q **永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼**。

R **季節的、断続的、塩水、汽水、アルカリ性湖沼と平底**。

Sp **永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり**。

Ss **季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり。**

Tp **永久的淡水沼沢地・水たまり**。沼（8 ha未満）、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林。

Ts **季節的、断続的淡水沼沢地、水田たまり**。無機質土壌上にある沼地、ポットホール、季節的に冠水する草原、ヨシ沼沢地。

U **樹林のない泥炭地**。灌木のある、または開けた高層湿地、湿地林、低層湿原。

Va **高山湿地**。高山草原、雪解け水による一時的な水域を含む。

Vt **ツンドラ湿地**。ツンドラ水たまり、雪解け水による一時的な水域を含む。

W **灌木の優占する湿原**。無機質土壌上の、低木湿地林、淡水沼沢地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木カール、ハンノキ群落

Xf **淡水樹木優占湿原**。無機質土壌上の淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地。

Xp **森林性泥炭地**。泥炭地沼沢地を含む。

Y **淡水泉**。**オアシス**。

Zg **地熱性湿地**。

Zk(b) 内陸の**地下カルストと洞窟性水系**。

注意：「**氾濫原」**とは、一以上の湿地タイプを表すのに用いられる意味の広い用語であり、R、Ss、Ts、W、Xf、Xp等のタイプの湿地を含む。氾濫原湿地の例としては、季節的に冠水する草原（水分を含んだ天然の牧草地を含む）、低木地、森林地帯、森林等である。ここでは、氾濫原湿地をひとつの湿地タイプとしては扱っていない。

**人工湿地**

1 **水産養殖池**（例：魚類、エビ用）。

2 **湖沼**。一般的に8 ha以下の、農業用ため池、牧畜用ため池、小規模な貯水池。

3 **灌漑池**。灌漑用水路、水田を含む。

4 **季節的に冠水する農地**（集約的に管理もしくは放牧されている牧草地もしくは牧場で、水を引いてあるもの）。

5 **製塩場**。塩田、塩分を含む泉等。

6 **貯水場**。貯水池、堰、ダム、人工湖（ふつうは8 haを超えるもの）。

7 **採掘現場**。砂利採掘坑、レンガ用の土採掘坑、粘土採掘坑。土取場の採掘坑、採鉱場の水たまり。

8 **廃水処理区域**。下水利用農場、沈殿池、酸化池等。

9 **運河、排水路、水路**。

Zk(c) 人工の**カルスト及び洞窟の水系**。

**湿地分類特徴の表**

**海洋沿岸域湿地：**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 塩水 | 永久的 | 深水６m以下 | A |
| 水中植生 | B |
| サンゴ礁 | C |
| 海岸 | 岩礫 | D |
| 砂、礫、中礫 | E |
| 塩水、汽水 | 潮間帯 | 干潟（泥質、砂質、塩性） | G |
| 沼沢地 | H |
| 森林性 | I |
| 礁湖 | J |
| 河口域 | F |
| 塩水、汽水、淡水 | 洞窟性 | | Zk(a) |
| 淡水 | 潟 | | K |

**内陸湿地：**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 淡水 | 流水 | 永久的 | 河川、渓流小河川 | M |
| デルタ | L |
| 泉、オアシス | Y |
| 季節的、断続的 | 河川、渓流小河川 | N |
| 湖、水たまり | 永久的 | 8 ha以上 | O |
| 8 ha以下 | Tp |
| 季節的、断続的 | 8 ha以上 | P |
|  | 8 ha以下 | Ts |
| 無機質土壌上の沼沢地 | 永久的 | 草本優占 | Tp |
| 永久的、季節的、断続的 | 灌木優占 | W |
| 樹木優占 | Xf |
| 季節的、断続的 | 草本優占 | Ts |
| 泥炭土壌上の沼沢地 | 永久的 | 非森林性 | U |
| 森林性 | Xp |
| 無機質土壌または泥炭土壌上の沼沢地 | 高地（アルペン） | | Va |
| ツンドラ | | Vt |
| 塩水性・汽水性・アルカリ性水 | 湖 | 永久的 | | Q |
| 季節的、断続的 | | R |
| 沼地・水たまり | 永久的 | | Sp |
| 季節的、断続的 | | Ss |
| 淡水、塩水、汽水、アルカリ性水 | 地熱性 | | | Zg |
| 洞窟性 | | | Zk(b) |

**別添 II： IUCN保護地域管理カテゴリー**

|  |  |
| --- | --- |
| **カテゴリー** | **定義** |
| **Ia 厳正保護自然地域**： 学術研究を主目的として管理されている保護地区 | 顕著なあるいは代表的な生態系、地質学的地形学的特色が存在し、または、種が生息する陸域または海域で、主として学術研究または環境モニタリングのために利用可能とされる。 |
| **Ib 原生自然地域**： 原生自然の保護を主目的として管理されている保護地区 | 自然の特徴を保持した、改変されていない、または、わずかしか改変されていない大規模な陸域･海域で、定常的または大規模な居住による影響がみられない地域。当該保護地域はその自然状態を保存するために保護され、管理されている。 |
| **II 国立公園**： 生態系の保護とレクリエーションを主目的として管理されている地域 | 陸域または海域の自然地域で、（a）現代及び将来世代のために1 つまたはそれ以上の生態系の生態学的完全性を保護し、（b）当該地域の設定目的に有害な搾取や土地利用を排除し、（c）精神上、科学上、教育上、レクリエーション上の機会を訪問者に提供する地域。それらすべてが、環境的にもまた文化的にも両立しなければならない。 |
| **III 天然記念物**： 特別な自然現象の保護を主目的として管理されている地域 | 1 つまたはそれ以上の特定の自然や自然文化的特徴を含んだ地域であり、元来の希少性、代表性、美的資質、文化的重要性の観点から、顕著で、類例のない価値を持っているもの。 |
| **IV 種と生息地管理地域**： 管理を加えることによる保全を主目的として管理されている地域 | 生息地の維持または特定の種が必要とする条件をそろえるための管理目的をもった積極的介入の対象となる陸域または海域。 |
| **V 景観保護地域**： 景観の保護とレクリエーションを主目的として管理されている地域 | 人と自然の相互作用が時間をかけて作り上げた重要な美的・生態的・文化的価値と、多くの場合高い生物多様性を持つ陸上もしくは沿岸および海洋地域。このような地域の保護、維持、発展のためにはこの伝統的な相互作用が守られる事が肝要である。 |
| **VI 資源保護地域**： 自然の生態系の持続可能利用を主目的として管理される地域 | ほとんど改変されていない自然システムを一部含み、生物多様性の長期的保続のために管理され、同時に、地域共同体の需要を満たす自然生産物やサービスの持続的な循環に供される地域。 |

**別添 III： 湿地生態系サービス**

湿地生態系サービスに関する情報は、ミレニアム生態系アセスメント及び水合成（<http://www.millenniumassessment.org/en/Synthesis.html>）、ラムサール技術レポート（<http://www.ramsar.org/document/ramsar-technical-report-3-valuing-wetlands-guidance-for-valuing-the-benefits-derived-from>）及びラムサール条約と生態系と生物多様性の経済学のコラボレーション（<http://www.ramsar.org/document/the-economics-of-ecosystem-and-biodiversity-teeb-for-water-and-wetlands-report>）等、様々な情報源を元にまとめられた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **生態系サービス** | **例** |
| **供給サービス** | 淡水の供給 | 地域の飲料供給、かんがい、家畜等への水の利用 |
| 食糧の供給 | 穀物、果実、魚等 |
| 繊維の供給 | 建築用材木、衣料用ウール等 |
| 燃料の供給 | 薪、泥炭等 |
| 遺伝資源の供給 | 穀物／家畜血統等に使用される希少な品種 |
| 自然薬及び薬剤の供給 | 伝統薬等として使用される植物 |
| 装飾品資源の供給 | 貝殻、花のコレクション等 |
| 粘土、鉱物、土壌の粒団の収穫 | 建材用に抽出した砂及び砂利、レンガ用に抽出した粘土等 |
| 自然の空気の流れ及び水流からの環境発電 | 水流により動く水車、風で動く風車等 |
| **調整サービス** | 大気環境の調整 | 車の排気、工場の煙突、農業用地からの粉塵等の浮遊微小粒子の除去 |
| 局地気候の調整 | 日よけ、気温を下げること等による局地的な微気候の調整 |
| 地球規模の気候調整 | 温室効果ガスの排出、炭素の隔離の制御等による地球規模の気候の調整 |
| 水の調整 | 高流量または低流量時の地上水の流れの調整、地下水の涵養の調整等 |
| 洪水危険の調整 | 洪水流の調整及び貯蔵、集中豪雨事象の調整等 |
| 暴風危険の調整 | 大波や高潮の調整、極値風の調整等 |
| 有害生物の調整 | 蚊、ネズミ、ハエ等有害生物の制御 |
| ヒトの疾患の調整 | マラリア、西ナイル熱、デング熱、ジカウィルス、レプトスピラ症、住血吸虫症等ヒトの疾患を感染させる種（媒介生物）を制御する種の存在 |
| 家畜に影響を及ぼす疾患の調整 | レプトスピラ症、住血吸虫症、アヒルウイルス性腸炎、高病原性鳥インフルエンザ、ダニ媒介疾患等家畜の疾患を感染させる種（媒介生物）を制御する種の存在 |
| 侵食の調整 | 侵食のリスクを削減するためのエネルギー環境、土壌を守る高密度の植生の存在等の調整 |
| 浄水 | 水の洗浄、水質の向上、沈泥の堆積、混入物質及び汚染物質の捕捉等 |
| 授粉 | ミツバチ類、蝶々類、カリバチ類等授粉媒介者による植物及び穀物の授粉 |
| 塩分濃度の調整 | 湿地の淡水は塩水に対するバリアとなる。 |
| 防火 | 延焼に対する物的バリアの提供、延焼を防ぐための湿潤状態の維持等 |
| 騒音及び視覚の緩衝 | 騒音の影響を吸収及び鑑賞する湿地の木々及び丈のあるアシ |
| **文化サービス** | 文化遺産 | 伝統的利用または管理の慣行の例として、文化景観として等、歴史的または考古学的な価値に対する湿地の重要性 |
| レクリエーション及び観光 | 釣り、ウォータースポーツやスイミング、または観光目的地として等レクリエーションの場所を提供する湿地の重要性 |
| 美的価値 | 湿地は、所有権により見落とされている、よく知られた自然美の地域の一部である、画家や芸術家の被写体・題材として利用されている。 |
| 精神的及び宗教的価値 | 湿地は地域の宗教的な祝祭で役割を担う。湿地は聖なる地として考えられている。湿地は伝統的な信念体系の部分を形成する等。 |
| 霊感的価値 | 湿地に関係のある地域の神話や物語、湿地または湿地の動物に関する伝統的口述歴史や史書、湿地を連想させる異なる芸術形式の作品、湿地に基づく独特な建築用様式の構築等の存在 |
| 社会的関係 | 湿地内及び周辺で発展した漁業、放牧及び栽培コミュニティの存在 |
| 教育及び調査・研究 | 教育のための地域の学生による湿地の利用、長期調査・研究及びモニタリング用地、組織された教育学習ツアーによる訪問場所等 |
| **基盤サービス** | 一次生産 | 植物、藻類等の一時生産の存在 |
| 土壌形成 | 堆積物の堆積、有機物の集積等 |
| 栄養循環 | 農地から流入する栄養源の存在、植物性素材の内循環、洪水からの栄養の流入、栄養をリサイクルする植物の存在等 |
| 循環水 | 湿地抑制の存在、蒸発散及び地域の水循環になる開放水面、地域循環における比較的閉鎖された林冠及び水分を含んだ風に対する低い露出、地下水との交換を可能にする砂っぽいザラザラした底質等 |
| 生息環境の提供 | 地域的に重要な生息環境及び種の存在、保全にとって重要である種及び生息地の存在等 |

※この仮訳の元原稿（英語版）は、下のホームページからダウンロード可能。

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/wca\_201921\_guidance\_cities\_e.pdf